

天草不知火海区漁業調整委員会指示第203号

うなぎ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和7年（2025年）3月25日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口幸男

1 採捕を禁止する水産動物

全長21センチメートルを超えるうなぎ

2 禁止期間

10月1日から翌年3月31日まで

3 禁止区域

天草不知火海（熊本県宇城市三角町（有明海側を除く。）から熊本県と鹿児島県との境に至る地先海面並びに上天草市、天草市及び苓北町の地先海面）

4 適用除外

熊本県漁業調整規則（令和2年熊本県規則第51号）第53条第1項の規定により、知事の許可を受けて採捕する場合又は試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りではない。

5 指示の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで